

東京都子供への虐待の防止等に関する条例（平成三十一年第九十九号議案） 新旧対照表（抄）

修正案	原案
<p>東京都子どもへの虐待の防止等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章から第三章まで（原案のとおり）</p> <p>第四章 虐待を受けた子どもとその保護者への支援等（第十二条）</p> <p>第五章（原案のとおり）</p> <p>第六章 人材育成等（第十五条―第十八条）</p> <p>附則</p> <p>子どもは、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であり、あらゆる場面で権利の主体として尊重される必要がある。</p> <p>子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはならないことは、論をまたない。</p> <p>しかしながら、家庭の経済的困窮、社会的な孤立などを背景に、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。</p> <p>そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子どもと家庭を支援し、子どもが家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められる。</p> <p>こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子どもを断固として守ることを目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一章（原案のとおり）</p> <p>（目的）</p>	<p>東京都子供への虐待の防止等に関する条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章から第三章まで（略）</p> <p>第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等（第十二条）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 人材育成等（第十五条―第十七条）</p> <p>附則</p> <p>子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であり、あらゆる場面で権利の主体として尊重される必要がある。</p> <p>子供への虐待は、子供の心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子供への虐待を行ってはならないことは、論をまたない。</p> <p>しかしながら、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。</p> <p>そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められる。</p> <p>こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一章（略）</p> <p>（目的）</p>

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子どもを虐待から守ることに關する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもを虐待から守る環境整備を進め、子どもの権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 (原案のとおり)
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

五 子ども家庭支援センター 子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が設置する機関をいう。

六 (原案のとおり)

七 子どもの品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子どもに対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子どもが苦痛を感じていない場合を含む。）をいう。

2 (原案のとおり)

(基本理念)

第三条 虐待は、権利の主体である子どもへの重大な権利侵害であり、心身の健

第一条 この条例は、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守ることに關する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子供 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護するものをいう。
- 三 (略)
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。

五 子供家庭支援センター 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が設置する機関をいう。

六 (略)

七 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であつて、子供の利益に反するものをいう。

2 (略)

(基本理念)

第三条 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害す

やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 虐待の防止に当たっては、子どもが自身に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を有することを踏まえ、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子どもの安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

(都の責務)

第四条 (原案のとおり)

- 2 都は、虐待の防止に関し区市町村(子ども家庭支援センターを含む。第七条第二項及び第十三条第二項において同じ。)及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する虐待の防止に関する施策への支援を行うものとする。
- 3 都は、法第四条第四項の規定に基づき虐待の防止、虐待を受けた子どもの成長及び自立に対する理解並びに体罰その他の子どもの品位を傷つける罰によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

(都民等の責務)

第五条 都民及び事業者(以下「都民等」という。)は、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 都民等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は都の児童相談所若しくは都の福祉事務所(以下「児童相談所等」という。)の長が行う子どもの安全の確認を行うための措置(以下「子どもの安全確認措置」という。)に協力するよう努めなければならない。
- 3 都民等は、虐待を受けた子ども(社会的養護の下で育った子どもを含む。第十四条第二項において同じ。)が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、虐待等に関する理解を深め、当該子ども(当該子どもが十八歳以上になった場合を含む。)に対して配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、虐待が子どもに与える重大な影響を認識し、子どもの健全な

るものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

(都の責務)

第四条 (略)

- 2 都は、虐待の防止に関し区市町村(子供家庭支援センターを含む。第七条第二項及び第十三条第二項において同じ。)及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する虐待の防止に関する施策への支援を行うものとする。
- 3 都は、法第四条第四項の規定に基づき虐待の防止、虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

(都民等の責務)

第五条 都民及び事業者(以下「都民等」という。)は、子供を虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 都民等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は都の児童相談所若しくは都の福祉事務所(以下「児童相談所等」という。)の長が行う子供の安全の確認を行うための措置(以下「子供の安全確認措置」という。)に協力するよう努めなければならない。
- 3 都民等は、虐待を受けた子供(社会的養護の下で育った子供を含む。第十四条第二項において同じ。)が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、虐待等に関する理解を深め、当該子供(当該子供が十八歳以上になった場合を含む。)に対して配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏ま

成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならない。

3 (原案のとおり)

4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子どもの安全確認措置に協力しなければならない。

5 (原案のとおり)

(関係機関等の責務等)

第七条 (原案のとおり)

2 (原案のとおり)

3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子どもの安全確認措置に協力するよう努めなければならない。

第二章 (原案のとおり)

(虐待の未然防止)

第八条 (原案のとおり)

2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子どもの活動場所等において、子どもに対し、自身が守られる権利を有することを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 都は、若年者等に対し、予期しない妊娠に至らないための教育に係る施策及び啓発活動並びに妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

4 (原案のとおり)

第三章 (原案のとおり)

(通告しやすい環境づくり)

第九条 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子ども家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機

え、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。

3 (略)

4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力しなければならない。

5 (略)

(関係機関等の責務等)

第七条 (略)

2 (略)

3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力するよう努めなければならない。

第二章 (略)

(虐待の未然防止)

第八条 (略)

2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 都は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

4 (略)

第三章 (略)

(通告しやすい環境づくり)

第九条 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子供家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機関又

関又は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子どもを守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子どもが自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 (原案のとおり)

(子どもの安全確認措置等)

第十条 児童相談所等の長は、次に掲げる場合は、法第八条第一項及び第二項の規定に基づき、速やかに子どもの安全確認措置を講じなければならない。

一 (原案のとおり)

二 子ども本人、家族、親族等から虐待に係る相談があつた場合

三及び四 (原案のとおり)

2及び3 (原案のとおり)

4 第一項又は第二項の規定により、都の児童相談所長は、子どもの安全確認措置を行おうとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合にあつては、法第十条第一項の規定に基づき、当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

5 都の児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(児童相談所等の調査等)

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子ども又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子ども、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。この場合において、情報の提供を求められた者は、当該情報について、児童相談所等の長が虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限

は児童相談所等に通告しなければならない。

2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。

3 (略)

(子供の安全確認措置等)

第十条 児童相談所等の長は、次に掲げる場合は、法第八条第一項及び第二項の規定に基づき、速やかに子供の安全確認措置を講じなければならない。

一 (略)

二 子供本人、家族、親族等から虐待に係る相談があつた場合

三及び四 (略)

2及び3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により、都の児童相談所長は、子供の安全確認措置を行おうとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合にあつては、法第十条第一項の規定に基づき、当該子供の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

5 都の児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子供の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。

(児童相談所等の調査等)

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。この場合において、情報の提供を求められた者は、当該情報について、児童相談所等の長が虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限

限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによつて、当該情報に係る子ども、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一から三まで (原案のとおり)

2 (原案のとおり)

(連携及び情報共有等)

第十二条 (原案のとおり)

2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子ども家庭支援センターが地域社会で子どもと家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子ども家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。

3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子どもとその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を積極的に活用し、子ども家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に関係する団体と、子どもと家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。

4 (原案のとおり)

第四章 虐待を受けた子どもとその保護者への支援等

(虐待を受けた子どもとその保護者への支援等)

第十三条 都は、虐待を受けた子どもに対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもの保護者に対し、子どもの心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

第五章 (原案のとおり)

度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによつて、当該情報に係る子供、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一から三まで (略)

2 (略)

(連携及び情報共有等)

第十二条 (略)

2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子供家庭支援センターが地域社会で子供と家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。

3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子供とその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を積極的に活用し、子供家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に関係する団体と、子供と家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。

4 (略)

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等

(虐待を受けた子供とその保護者への支援等)

第十三条 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子供の保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

第五章 (略)

(社会的養護及び自立支援)

第十四条 都は、虐待を受けた子どもの社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他社会的養護に関する事業の充実に努めるものとする。

2 都は、虐待を受けた子どもの円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

第六章 (原案のとおり)

第十五条 (原案のとおり)

(虐待死亡事例等の検証)

第十六条 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、子ども家庭支援センターその他の子どもの福祉に業務上関係のある機関において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。

2 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証を行うに当たっては、第十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所等の長」とあるのは「都」と、「虐待に係る子ども」又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子ども、その保護者その他の関係者に関する情報の提供」とあるのは「必要な情報の提供」と、「虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行」とあるのは「検証」と、「情報に係る」とあるのは「事例に係る」と読み替えるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、子どもへの虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第十八条 (原案のとおり)

附 則

1及び2 (原案のとおり)

(社会的養護及び自立支援)

第十四条 都は、虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他社会的養護に関する事業の充実に努めるものとする。

2 都は、虐待を受けた子供の円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

第六章 (略)

第十五条 (略)

(虐待死亡事例等の検証)

第十六条 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、子供家庭支援センターその他の子供の福祉に業務上関係のある機関において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。

2 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証を行うに当たっては、第十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所等の長」とあるのは「都」と、「虐待に係る子供」又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供」とあるのは「必要な情報の提供」と、「虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行」とあるのは「検証」と、「情報に係る」とあるのは「事例に係る」と読み替えるものとする。

第十七条 (略)

附 則

1及び2 (略)

